

桐朋学園大学大学院学則

第1章 総則

第1節 趣旨・目的

(趣旨)

第1条 桐朋学園大学学則（以下「本学学則」という。）第61条の規定に基づき、桐朋学園大学大学院（以下「本学大学院」という。）の学則を定める。

(目的)

第2条 修士課程は、広い視野に立って、音楽についての精深な学識と技術を授け、専攻分野における創造、表現、研究能力又は音楽に関する高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士後期課程は、音楽専攻分野について、教育者、研究者として自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第3条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 教育研究の組織

(課程)

第4条 本学大学院における課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

(研究科及び専攻)

第5条 本学大学院に、音楽研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

課程名	修士課程	博士後期課程
専攻名	音楽専攻	音楽専攻

(コース及び研究領域)

第5条の2 修士課程音楽専攻に次のコースを置く。

ピアノコース、弦楽器コース、声楽コース、作曲コース、音楽学コース

第5条の3 博士後期課程音楽専攻に次の研究領域を置く。

ピアノ研究領域、弦楽器研究領域、声楽研究領域、作曲研究領域、音楽学研究領域

第3節 教員組織

(教員組織)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて、研究科に関する事項を統括する。
- 3 大学院において授業又は研究指導を担当する教員は、本学大学院の教授、准教授及び講師とする。

第4節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、その研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科に所属する教授、准教授及び専任講師をもって組織する。
- 3 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第5節 学年・学期及び休業

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を前期と後期の2期に分け、各期間については、別に定めるところによる。

(休業日)

第10条 定期休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、これを変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 桐朋学園大学（以下「本学」という。）の記念日 5月10日
- (4) 夏季休業 別に定めるところによる
- (5) 冬季休業 別に定めるところによる
- (6) 春季休業 別に定めるところによる

第11条 前条に規定するほか、臨時の休業を行うことがある。臨時の休業は、学長がこれを定める。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び収容定員

(標準修業年限)

第12条 修士課程の標準修業年限は、2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第13条 修士課程は4年を、博士後期課程は6年を超えて在学することはできない。

(入学定員及び収容定員)

第14条 研究科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

課程名	修士課程	博士後期課程
専攻名	音楽専攻	音楽専攻
入学定員	45人	3人
収容定員	90人	9人

第2節 入学

(入学の時期)

第15条 入学（転学及び再入学を含む。）の時期は、4月及び10月とする。

(入学資格)

第16条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 同法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
 - (6) 同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (7) 本学大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達したもの

(入学の出願)

第17条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書、成績証明書、及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続)

第19条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

(入学許可)

第20条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転学)

第21条 他の大学院及び大学院大学に在学する者であつて本学大学院に転学を希望するものについては、別に定めるところにより、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第22条 退学願により本学大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、別に定めるところにより、選考の上、入学を許可することがある。

第3節 教育及び履修方法等

(教育方法)

第23条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(履修方法等)

第24条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 授業科目及び研究指導の内容並びにそれらの履修方法等については、履修案内及びシラバスに定める。

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算法)

第25条 各授業科目の単位数の算出は、本学学則第15条の規定を準用する。ただし、同条第2項中、「卒業論文、卒業研究、卒業制作、卒業演奏等」とあるのは、「修士課程においては、第29条第1項に定める修士論文等、博士後期課程においては、同条第2項に定める博士論文等」と読み替える。

(他の大学院における授業科目の履修)

第26条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。

第26条の2 学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、15単位を超えないものとし、また、前条第2項及び次条により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前条及び前2項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

(研究指導委託)

第27条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院、

大学院大学又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第28条 本学大学院で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

課程	専攻	免許状の種類	免許教科
音楽研究科	音楽	中学校教諭専修免許状	音楽
修士課程		高等学校教諭専修免許状	音楽

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第4節 課程の修了

(修了要件)

第29条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得した上、必要な研究指導を受け、かつ、コースが定める別表2の修士論文等の審査に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、研究領域が定める別表3の博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと研究科委員会が認めた者については、これを短縮することができる。

(単位認定試験)

第30条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 試験は、実技試験のほか、筆記試験又は口頭試験若しくは研究報告によって行うものとする。

3 試験の成績評価は、「A・B・C・D」の4段階とし、「D」は不合格とする。

4 前項にかかわらず、別に定めるところにより、「合格（「合」と表記）」をもって評価とすることができる。

(修了演奏の試験)

第31条 修士課程における修了演奏の試験は、所定の単位を修得した者及び修得見込みの者であつて修了演奏のプログラム及びそれについての研究レポート（又は修士論文）を提出したものに対して行う。

(博士論文等審査試験)

第32条 博士論文等審査試験は、所定の単位を修得し、博士論文等審査試験の最終審査を願い出た者について行う。

(課程の修了認定)

第33条 修士課程又は博士後期課程の修了は、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

第5節 学位

(学位の授与)

第34条 前条により研究科において修士課程を修了した者には、修士（音楽）の学位を、博士後期課程を修了した者には、博士（音楽）の学位を授与する。

2 学位に関する規則は、別に定める。

第6節 休学、復学、留学、退学及び除籍

（休学）

第35条 本学大学院で引き続き3カ月以上学業を継続することができないときは、所定の書類を提出し、休学の許可を願い出なければならない。ただし、病気を理由とする場合には、医師の診断書又は保証人（入学手続における身元保証書において保証人となった者をいう。以下、同じ。）連署による理由書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内を原則とする。

3 特別な理由があるときは、前項にかかわらず学長の許可を得て休学期間をさらに1年以内に限り延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、第13条に規定する在学年限に算入しない。

5 休学して留学した場合に修得した単位の取扱いについては、別に定める。

（復学）

第36条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は保証人連署の理由書を添え、学長に願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

（海外留学）

第37条 留学を希望する者は、留学願にその理由書を添え、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長がこれを許可する。

3 前項により留学した期間は、在学年数に加える。

4 留学期間中に履修し、修得した授業科目の単位については、第26条第2項の規定を、また、留学期間については、第27条の規定を準用する。

（退学）

第38条 病気その他やむを得ない理由で、退学を希望する者は、退学願に保証人連署による理由書を添え、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長がこれを許可する。

（除籍）

第39条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを除籍することができる。

(1) 授業料等を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(2) 長期間にわたり行方不明の者

2 除籍の手続は、別に定める。

第7節 賞罰

（表彰）

第40条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

（懲戒）

第41条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の議を経て退学又は懲戒を命ずることができる。

- (1) 在学年限を超えた者
 - (2) 通算して2年の休学期間を超えてなお復学することができない者
 - (3) 懲戒により処分を受けた者
 - (4) 性行不良で改悛の見込がないと認められる者
 - (5) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
- 2 前項第1号から第4号に該当する者は退学とし、第5号に該当する者はその情状により戒告、停学又は退学の懲戒とする。

第3章 授業料その他の納付金

(入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、運営維持費)

第42条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び運営維持費の額は、別表4のとおりとする。

(入学金の納付)

第43条 入学（転学及び再入学を含む。）を許可された者は、所定の期日までに入学金の全額並びに授業料、施設設備費及び運営維持費の半額を納付しなければならない。

(授業料及び施設設備費の納付)

第44条 授業料、施設設備費及び運営維持費は、所定の期日までに納入しなければならない。

前期分	年額の2分の1（納入期限：4月15日）
後期分	年額の2分の1（納入期限：10月15日）

2 休学及び海外留学を認められた者は、当該期分の授業料の4分の3及び施設設備費を免除する。

(復学の授業料)

第45条 前期又は後期中途において復学した者は、復学した月に当該学期の授業料を当該期末までに納入しなければならない。

(退学及び停学の授業料)

第46条 前期又は後期の途中で退学した者又は停学処分された者の当該期分の授業料は徴収する。

(入学金、授業料の免除)

第47条 学業優秀と特に認められるとき又はその他特別な事情があると認められるときは、入学金及び授業料の全額又は一部を免除することがある。

2 入学金及び授業料の免除については、別に定める。

(納付した授業料その他の納付金)

第48条 納入済みの授業料その他の納付金は、事情のいかんを問わずこれを返還しない。ただし、入学を許可されたときに納付した者が入学年度の前年度末までに入学を辞退した場合の入学金以外の納付金の返還については、この限りでない。

2 申し出て他の期分を前納した者が前納したその学期前に退学した場合は、その授業料相当分及び

施設設備費相当分を返還する。

第4章 奨学金

(奨学金)

第49条 特に学業優秀でかつ経済的に困窮している者に、本学大学院の奨学金を給付する。

2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第5章 削除

第50条～第52条 削除

第6章 雑則

第53条 その他この学則に定めるもののほか、細則又は内規等は、必要に応じて別に定める。

附 則

1 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

教育課程（修士課程）

科目区分	授業科目の名称	年次	単位数		授業形態			備考	
			必修	選択	講義	演習	実験・実習		
専 門 科 目	領域実技①(a)	1年次／前期	2				○	(研究指導)	合計 10 単位 必修
	領域実技①(b)	1年次／後期	2				○		
	領域実技②(a)	2年次／前期	2				○		
	領域実技②(b)	2年次／後期	2				○		
	修了研究(a)	2年次／前期	1						
	修了研究(b)	2年次／後期	1						
	声楽特殊研究A①(a)	1年次／前期		1			○	※印の専門科目、関連科目の中から12単位以上選択必修。 ただし、音楽学コースについては、上記に加え、音楽学特別研究①(a)、音楽学特別研究①(b)を必修とする。	
	声楽特殊研究A①(b)	1年次／後期		1			○		
	声楽特殊研究A②(a)	2年次／前期		1			○		
	声楽特殊研究A②(b)	2年次／後期		1			○		
	声楽特殊研究B①(a)	1年次／前期		1			○		
	声楽特殊研究B①(b)	1年次／後期		1			○		
	声楽特殊研究B②(a)	2年次／前期		1			○		
	声楽特殊研究B②(b)	2年次／後期		1			○		
	声楽特殊研究C①(a)	1年次／前期		1			○		
	声楽特殊研究C①(b)	1年次／後期		1			○		
	声楽特殊研究C②(a)	2年次／前期		1			○		
	声楽特殊研究C②(b)	2年次／後期		1			○		
	歌曲演習Ⅰ(a)	1・2年次／前期		2			○		隔年開講
	歌曲演習Ⅰ(b)	1・2年次／後期		2			○		隔年開講
	歌曲演習Ⅱ	1・2年次／前期		2			○		隔年開講
	歌曲演習Ⅲ	1・2年次／後期		2			○		隔年開講
	台本研究	1・2年次／後期		2			○		
	器楽特殊研究A①(a)	1年次／前期		1			○		
	器楽特殊研究A①(b)	1年次／後期		1			○		
	器楽特殊研究A②(a)	2年次／前期		1			○		
	器楽特殊研究A②(b)	2年次／後期		1			○		
器楽特殊研究B①(a)	1年次／前期		1			○			
器楽特殊研究B①(b)	1年次／後期		1			○			
器楽特殊研究B②(a)	2年次／前期		1			○			
器楽特殊研究B②(b)	2年次／後期		1			○			
器楽特殊研究C①(a)	1年次／前期		1			○			

科目区分	授業科目の名称	年次	単位数		授業形態			備考	
			必修	選択	講義	演習	実験・実習		
専門科目	器楽特殊研究C①(b)	1年次/後期		1			○	※	※印の専門科目、関連科目の中から12単位以上選択必修。 ただし、音楽学コースについては、上記に加え、音楽学特別研究①(a)、音楽学特別研究①(b)を必修とする。
	器楽特殊研究C②(a)	2年次/前期		1			○	※	
	器楽特殊研究C②(b)	2年次/後期		1			○	※	
	歌曲伴奏研究①(a)	1年次/前期		1			○	※	
	歌曲伴奏研究①(b)	1年次/後期		1			○	※	
	歌曲伴奏研究②(a)	2年次/前期		1			○	※	
	歌曲伴奏研究②(b)	2年次/後期		1			○	※	
	音楽学特別研究①(a)	1年次/前期		2		○		※	
	音楽学特別研究①(b)	1年次/後期		2		○		※	
	音楽学特別研究②(a)	2年次/前期		2		○		※	
	音楽学特別研究②(b)	2年次/後期		2		○		※	
	音楽学特殊研究A①(a)	1年次/前期		2		○		※	
	音楽学特殊研究A①(b)	1年次/後期		2		○		※	
	音楽学特殊研究A②(a)	2年次/前期		2		○		※	
	音楽学特殊研究A②(b)	2年次/後期		2		○		※	
	音楽学特殊研究B①(a)	1年次/前期		2		○		※	
	音楽学特殊研究B①(b)	1年次/後期		2		○		※	
	音楽学特殊研究B②(a)	2年次/前期		2		○		※	
	音楽学特殊研究B②(b)	2年次/後期		2		○		※	
	創作演習A(a)	1・2年次/前期		2		○			
創作演習A(b)	1・2年次/後期		2		○				
創作演習B(a)	1・2年次/前期		2		○				
創作演習B(b)	1・2年次/後期		2		○				
創作演習C(a)	1・2年次/前期		2		○				
創作演習C(b)	1・2年次/後期		2		○				
創作演習D(a)	1・2年次/前期		2		○				
創作演習D(b)	1・2年次/後期		2		○				
関連科目	総合演習A(a)	1・2年次/前期		2		○			総合演習4科目8単位選択必修 ただし、作曲コース及び音楽学コースについては、2科目4単位選択必修
	総合演習A(b)	1・2年次/後期		2		○			
	総合演習B(a)	1・2年次/前期		2		○			
	総合演習B(b)	1・2年次/後期		2		○			
	総合演習C(a)	1・2年次/前期		2		○			
	総合演習C(b)	1・2年次/後期		2		○			
	総合演習D(a)	1・2年次/前期		2		○			
	総合演習D(b)	1・2年次/前期		2		○			

科目区分	授業科目の名称	年次	単位数		授業形態			備考	
			必修	選択	講義	演習	実験・実習		
関連科目	論文演習(a)	2年次／前期		1		○		※	※印の専門科目、関連科目の中から12単位以上選択必修
	論文演習(b)	2年次／後期		1		○		※	
	作品分析特講A(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	作品分析特講A(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	作品分析特講B(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	作品分析特講B(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	作品分析特講C(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	作品分析特講C(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	作品分析特講D(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	作品分析特講D(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	作品分析特講E(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	作品分析特講E(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	作品分析特講F(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	作品分析特講F(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	作品分析特講G(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	作品分析特講G(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	エディション研究特講(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	エディション研究特講(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	原書講読(独)(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	原書講読(独)(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	原書講読(仏)(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	原書講読(仏)(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
	原書講読(英)(a)	1・2年次／前期		2		○		※	
	原書講読(英)(b)	1・2年次／後期		2		○		※	
音楽文献研究(a)	1・2年次／前期		2		○		※		
音楽文献研究(b)	1・2年次／後期		2		○		※		

教育課程（博士後期課程）

科目区分	授業科目の名称	年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実験・実習	
専門科目	(博士研究指導)	1～3年次／通年	—			○		合計8単位必修
	領域特別研究Ⅰ(a)	1年次／前期	1			○		
	領域特別研究Ⅰ(b)	1年次／後期	1			○		
	領域特別研究Ⅱ(a)	2年次／前期	1			○		
	領域特別研究Ⅱ(b)	2年次／後期	1			○		
	博士共同研究Ⅰ(a)	1年次／前期	1			○		
	博士共同研究Ⅰ(b)	1年次／後期	1			○		
	博士共同研究Ⅱ(a)	2年次／前期	1			○		
博士共同研究Ⅱ(b)	2年次／後期	1			○			
関連科目	博士総合演習A(a)	1・2年次／前期		1		○		2科目 2単位以上 選択必修
	博士総合演習A(b)	1・2年次／後期		1		○		
	博士総合演習B(a)	1・2年次／前期		1		○		
	博士総合演習B(b)	1・2年次／後期		1		○		
	博士総合演習C(a)	1・2年次／前期		1		○		
	博士総合演習C(b)	1・2年次／後期		1		○		
	博士総合演習D(a)	1・2年次／前期		1		○		
	博士総合演習D(b)	1・2年次／後期		1		○		
	博士総合演習[音楽文化研究](a)	1・2年次／前期		1		○		
	博士総合演習[音楽文化研究](b)	1・2年次／後期		1		○		
	博士総合演習[楽書原典研究](a)	1・2年次／前期		1		○		
	博士総合演習[楽書原典研究](b)	1・2年次／後期		1		○		
	博士総合演習[音楽資料研究]	1年次／前期		1		○		

(別表2)

コース	論文等	演奏等	試験
ピアノ	修士論文又は研究レポート	修了演奏	口述試験
弦楽器	修士論文又は研究レポート	修了演奏	口述試験
声楽	修士論文又は研究レポート	修了演奏	口述試験
作曲	修士論文又は研究レポート	修了作品	口述試験
音楽学	修士論文	—	口述試験

(別表3)

研究領域	論文等	演奏等	試験
ピアノ	博士論文	研究演奏	口述試験
弦楽器	博士論文	研究演奏	口述試験
声楽	博士論文	研究演奏	口述試験
作曲	博士論文	研究作品	口述試験
音楽学	博士論文	—	口述試験

(別表4)

課 程	項 目	金額 (年額)
修 士 課 程	入学検定料	30,000円 (1回)
	入学金 ※1	350,000円
	授 業 料	1,200,000円
	施設設備費	150,000円
	運営維持費	100,000円
博 士 後 期 課 程	入学検定料	30,000円 (1回)
	入学金 ※2	350,000円
	授 業 料	1,200,000円
	施設設備費	150,000円
	運営維持費	100,000円

※1 本学を卒業した者及び卒業見込みの者の入学金は、150,000円、再入学者の入学金は175,000円とする。

※2 本学を卒業した者、本学大学院を修了した者及び修了見込みの者並びに桐朋学園大学院大学を修了した者及び修了見込みの者の入学金は、免除する。